



その他

林野火災危険期間及び強調期間

4月中旬頃から乾燥期に入るため、毎年、林野火災危険期間及び強調期間を北海道地域防災計画の中で定めています。

これを受け、雄武町では次のとおり設定予定です。

危険期間 4月20日(金)～6月30日(土)

強調期間 5月1日(火)～6月15日(金)

また、強調期間中は林野火災予防巡視員を配置し、特に山火事予防に努めています。

森林資源等を守るために、喫煙する人は携帯灰皿を携帯するなど、火気の取り扱いに充分注意してください。雄武町では昭和60年以降、林野火災は発生していませんが、皆さまのご協力をお願いします。

閩産業振興課林務係

大規模な土地取引には届出を

土地の売買・交換・営業譲渡など、大規模な面積の土地取引に係る契約を締結した場合には、役場を通じて北海道に届け出が必要で、雄武町では取引面積が、都市計画区域で5千㎡以上、その他の区域で1万㎡以上の場合に届け出が必要となります。

届出者 土地の権利取得者

届出期限 契約締結日を含め、過期以内

届出事項 契約当事者の氏名・住所等、契約締結年月日、土地の所在・面積、権利の種類・内容、取得した土地の利用目的、土地対価の額

提出書類 届出書(窓口備え付け)、土地取引に係る契約書の写し、またはこれに代わる書類、土地位置図(5万分の1以上の地形図)、土地および付近の状況を明らかにした5千分の1以上の図面、土地の形状を明らかにした図面、委任状など

閩財務企画課企画調整係

転入転出の届出は14日以内に

春は転勤や進学、就職など引越しのシーズンです。忘れずに役場窓口で住所異動の届け出を行ってください。

●転入届(町外から雄武町へ)

必要書類等 これまで住んでいた市区町村から転出する際に交付を受けた転出証明書、届出人の運転免許証や保険証など本人確認ができる書類、通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)、住民基本台帳カード

届出人 本人または転入後の住所で同一となる世帯がある場合は、その世帯の人。それ以外の代理人が届け出する場合は、本人からの委任状・代理人の本人確認書類・

●転居届(町内における異動)

町内で住所が変わる場合は、転居届が必要です。転入・転出届と同様に、本人確認書類を持参の上、手続きをしてください。

●個人番号カード、住民基本台帳カードを利用した転出・転入届

必要書類等 個人番号カード・住民基本台帳カード、印鑑、暗証番号入力と住民異動届の記載が必要

※その際は、原則として、通常の

印鑑が必要。

届出期間 雄武町に転入した日から14日以内。

●転出届(雄武町から町外へ)

必要書類等 届出人の運転免許証・

パスポート・保険証など本人確認ができる書類。転出証明書を発行のため、転出先の住所が分かる書類

届出人 本人または届け出時点で同一世帯の人。それ以外の代理人が届け出する場合は、本人からの委任状・代理人の本人確認書類・印鑑が必要。

届出期間 転出をされる日までに手続きをしてください。届け出をせずに引越した場合は、転出後14日以内に届け出してください。

遠方に転出した場合など、郵送による手続きも可能ですので、その際は事前にお問い合わせください。

転出手続きで発行される転出証明書が発行されません。
閩住民生活課戸籍住民係

下水道供用開始区域について

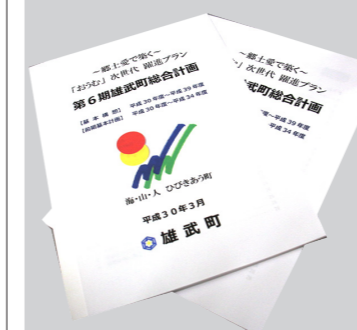
29年度に下水道工事を施工しました魚田の一部については、4月1日から下水道供用開始区域となります。詳細については、役場建設水道課において縦覧しております。

閩建設水道課下水道係

第6期総合計画の策定が終了しました

総合計画とは、今後10年間の雄武町をより良い町にしていけるために策定されたものです。

皆さまにも総合計画がどのようなものか知っていただくために、広報でも紹介する予定になっていますので、ぜひご覧ください。



閩財務企画課企画調整係

Information

後期高齢者医療制度のお知らせ
保険料軽減特例などの見直しについて

●均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、以下のとおり見直しされました。

【平成29年度】

| 所得が次の金額以下の世帯 | 軽減割合 |
|-----------------------|------|
| 33万円+ (27万円×世帯の被保険者数) | 5割軽減 |
| 33万円+ (49万円×世帯の被保険者数) | 2割軽減 |



【平成30年度から】

| 所得が次の金額以下の世帯 | 軽減割合 |
|-------------------------|------|
| 33万円+ (27万5千円×世帯の被保険者数) | 5割軽減 |
| 33万円+ (50万円×世帯の被保険者数) | 2割軽減 |

●所得割の軽減割合が見直しされました

【平成29年度】

| 所得が次の金額以下の方 | 軽減割合 |
|------------------------|------|
| 所得から33万円を引いた額が58万円以下の方 | 2割軽減 |



【平成30年度から】

| 所得が次の金額以下の方 | 軽減割合 |
|------------------------|------|
| 所得から33万円を引いた額が58万円以下の方 | 軽減なし |

●この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

【平成29年度】

| 区分 | 所得割 | 均等割 |
|----------------|--------|------|
| 被用者保険の被扶養者だった方 | かかりません | 7割軽減 |



【平成30年度から】

| 区分 | 所得割 | 均等割 |
|----------------|--------|------|
| 被用者保険の被扶養者だった方 | かかりません | 5割軽減 |

※所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

●1年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

【平成29年度】

| |
|------|
| 57万円 |
|------|



【平成30年度】

| |
|------|
| 62万円 |
|------|

閩保健福祉課保険給付係 閩北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601